

## ●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年9月6日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
建築指導課	平成28年7月21日
長尾土木事務所	平成28年8月1日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	平成28年8月2日
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
土木監理課	平成28年8月16日
道路課	〃
河川砂防課	〃
技術企画課（工事検査室）	平成28年8月17日
港湾課	〃
都市計画課	〃
下水道課	〃
住宅課	〃

### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

#### (1) 指摘事項

該当事項なし

#### (2) 指導注意事項

##### ア 収入について

受託事業において、業務完了通知書に納入通知書を添付するとしているが、実際は添付されず、3か月以上後に納入通知書が発行されていた。（技術企画課）

##### イ 手当について

（ア）県内出張及び県外出張に係る旅費について、支払が3か月以上遅延しているものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（中讃土木事務所）

(イ) 県外出張に係る航空運賃について、領収書が提出されていないものがあった。また、領  
収書の金額が誤ってシステムに入力されているものがあった。（河川砂防課）

ウ 契約について

(ア) 電子複写機の賃貸借契約について、契約書に添付された特記事項の内容が入札で示した  
仕様書と異なっていた。（中讃土木事務所）

(イ) 賃貸借契約の入札に当たり、予定価格を作成する者が適格でなかった。また、同契約に  
ついては、初年度の執行伺書により、長期継続契約の起案をしていた。（技術企画課）

エ 物品について

(ア) 軽貨物自動車について、12か月法定点検をしていなかった。（高松港管理事務所）

(イ) 公の施設の指定管理者から県に引き継がれた備品について、備品一覧表への登記ができ  
ておらず、当該備品を含む物品の貸付契約の締結が遅れていた。（都市計画課）

(ウ) 委託先に貸与した物品について、その増減があったときは、年度の途中においても貸与  
物品の変更手続を行う必要がある。（下水道課）

(エ) 小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。（住宅課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし